

摂津国租帳に関する基礎的考察

米 田 雄 介

はじめに

九条家本中右記（冊子本）の紙背に、保安元年の年紀のある正税帳案をはじめ、ほぼ同じ頃の作成と考えられる大計帳案・出挙帳案等、摂津国関係のいくつかの文書がある。これらの文書は、すでに『平安遺文』第十卷補遺に収められ、広く学界の注目するところである。⁽¹⁾

これら文書の特徴は、第一に、平安末期のまさに律令制的支配体制の崩壊期において、八世紀以来の様式をほぼ踏襲した文書の作成されていること、第二に、この頃の文書ほとんどが荘園関係文書であるのに対し、これらの文書は国衙の公文書であり、摂津国の財政関係のもので、具体的に国衙の様子を伝えていることである。

右のような特色をもつこれらの文書について、それだけにまた信憑性が問われることになるが、これらの文書について必ずしも十分な検討がなされているとはいえない。そこで本稿は、これらの文書について検討を試みたいが、そのすべてについて考える余裕はないので、差当り摂津

国租帳にかぎって、しかもその基礎的な考察を試みたいと思う。⁽²⁾

以下の考察では、まず本租帳の断簡とその接続について考え、ついで本租帳の構成を、さらにその内容について検討を試み、最後に本租帳の史料性格について言及したい。

一 摂津国租帳の断簡と接続

摂津国租帳は『平安遺文』第十卷補遺に補四六号文書として収載されているが、首部を欠き、また途中に断簡の存在が考えられるなどの問題がある。もとより本租帳を『平安遺文』に収載するに当り、厳密な考証が加えられて原文書の体裁に復元されており、その点では問題ないが、すでに『平安遺文』が指摘するように、当文書は一連の完結したものでなく、数箇所において断簡欠落が考えられるのである。その点を『平安遺文』をもとにして整理すると、つぎようになる。（A・B等の記号は便宜付したもので、ページ数は『平安遺文』所収による。）

〔A〕 七九ページ上段一行目～七九ページ下段八行目

〔B〕七九ページ下段九行目ゝ八一ページ下段八行目
 八一ページ下段九行目ゝ八三ページ下段十五行目
 〔C〕八四ページ上段一行目ゝ九四ページ下段六行目
 〔D〕九四ページ下段七行目ゝ九六ページ上段五行目
 〔E〕右のように本租帳を区分した根拠の一は、内容から判断してそれぞれが接続していないと考えられること、根拠の二は、本租帳の反古を用いて中右記を書写するさい、すでに本租帳が分割されていたと考えられることである。根拠の一についてはのちに触れることとし、根拠の二をまず考察してみたい。

右の〔A〕〔B〕等の中右記の記述に対応させると、つぎの通りである。⁽³⁾

〔A〕天承二年十一月二十五日ゝ二十六日
 〔B〕同年十一月二十五日
 〔C〕同年三月十二日ゝ二十二日
 〔D〕同年正月一日ゝ十九日
 〔E〕同年三月二十二日ゝ二十三日

〔A〕〔B〕等の中右記の記述の順序に排列すると、〔D〕〔C〕〔E〕〔B〕〔A〕となる。このことから明らかなように、本租帳の反古をもって中右記を書写した段階で、すでに本租帳は切斷されていたのである。

つぎに、本租帳区分の第一の根拠をみよう。すなわち、〔A〕と〔B〕、〔C〕、〔C〕と〔D〕、〔D〕と〔E〕のそれぞれが連続しないと考える理由である。〔A〕と〔B〕、〔B〕と〔C〕、〔C〕と〔D〕、〔D〕と〔E〕のそれぞれが連続しないと考える理由である。本租帳の構成・内容については後述するが、簡単にいえば、輪租田・

不輪租田等について郡別に記載し、それらの集計すなわち一國の集計を冒頭に記載する。したがってさきの〔A〕〔B〕のほとんどが一國集計部分になり、〔B〕の末尾の住吉郡と記す箇所以降が郡別記載ということになる。

さて〔A〕と〔B〕の間に断簡の存在を想定するのは、つぎの理由による。すなわち〔A〕の首部が欠如してはいるものの、〔A〕の部分は不輪租田を意味する。ところが〔B〕の部分（住吉郡の部は除く）は輪租田である。輪租田・不輪租田が問題になる租帳において、何の断りもなしに、不輪租田から輪租田へと突然田種が変えることは考えられない。⁽⁴⁾ しかも各郡別の項をみると明らかなごとく、各郡は不輪租田・輪租田についてそれぞれ項目を明記しており、一國集計部分のみが不輪租田・輪租田を羅列するとは考えられない。以上によって〔A〕と〔B〕の間に断簡の欠落を予想できよう。つぎに〔B〕と〔C〕の間にも断簡欠落を考えるのであるが、若干繁雑になるので、『平安遺文』によって問題になる箇所を抄出しておこう。（記号は便宜付したものである。）

住吉郡

- (イ) 合肆佰玖拾捌町參段伍拾伍歩
- (ロ) 不輪租地子田貳佰伍拾柒町佰伍拾伍歩
- (ハ) 神田捌町玖拾壹歩
- (ニ) 寺田拾玖町伍段貳佰捌拾伍歩
- (ホ) 郡司職田參町柒段參佰歩

(ハ) 職寫田柒拾參町柒段參佰步

(ニ)

(ヒ) 右京拾壹町陸段貳佰捌拾步

(フ) 不堪佃貳拾貳町玖段佰貳拾陸步

(ク) 地子田佰捌拾步

(ケ) 租田貳拾貳町玖段拾捌步

(コ) 不堪佃貳佰陸町肆段伍拾肆步

(サ) 地子田貳段貳佰伍拾肆步

(シ) 應輸地子稻拾壹束參把玖分肆毛

(ツ) 租田貳佰陸町壹段佰陸拾貳步

(イ) (ハ)はBに、(ニ) (サ)はCに属すから、(ハ)と(ニ)の間に断簡の存在を推定するのであるが、『平安遺文』は、(ハ)と(サ)を(ハ)の内訳とし、虫損のため判読不能の(ハ)は(ハ)と(サ)の差をもって補なっている。⁽⁵⁾したがって『平安遺文』は、(ハ) (ハ)は連続する、すなわちBとCは連続すると考えているが、私は以下の理由から承服できない。

第一に、(イ) (ハ)は(ハ)の内訳であるが、(イ) (ハ)の田数を合計しても(ハ)の二分の一にも満たない。たしかに後述のように本租帳の数字には問題も多いが、それにしても右の数字にはあまりにも差がありすぎる。

第二に、他の郡の様式と住吉郡のそれとを比較すると、住吉郡の部には定田・輪地子田・輪租田あるいは官田の項が見当たらない。また(ハ)不輸

租田の項から(ハ)不堪佃の項へつながることは他の郡の例ではない。

ところで住吉郡の(ハ)不堪佃の内訳に、(ハ)不堪地子田、(ハ)不堪租田の記載がある。また(ハ)不堪佃の内訳に、(ハ)不堪地子田、(ハ)不堪租田がある。いま他郡で不堪佃および不堪佃をみると、それぞれに地子田・租田があり、また定田の項があつて、その内訳に定地子田・定租田の記載がある。したがつて(ハ) (ハ) (ハ)の記載のある住吉郡に、定田・定地子田・定租田等の記載があつたと考えられる。

以上の点より、住吉郡の(ハ)と(ハ)の間、すなわちBとCの間に断簡欠落を推定することができる。ところで『平安遺文』は(ハ) (ハ)を(ハ)の内訳とされたのであるが、すでに明らかなごとく(ハ)と(ハ)は無関係である。それでは(ハ)と(ハ)の関係をどのように考えればよいのだろうか。

(ハ)職寫田は他の郡の例でも左京・右京に分つて記載されるが、同様に左京・右京と記するのは口分田にもみられる。そして口分田の記載順序をみると、各郡ともに例外なく不堪佃の直前に記されている。この原則を住吉郡に適用すると、(ハ)不堪佃のまえにある(ハ)右京は口分田すなわち京戸田と考えられる。したがつて、(ハ)は左京の口分田を記したのであるうから、(ハ)と(ハ)は無関係と考へてよく、現在のところ(ハ)の数値を推測することはできないのである。⁽⁶⁾

つぎにCとDの間の断簡欠落の有無であるが、これは『平安遺文』が明らかにしているように断簡の欠落が考へられ、それはDの記載を統計的に処理することによって一応復元が可能である。この点は明らかであ

るからつぎに進もう。

最後にDとEの間に存在する断簡についてのべよう。この点もすでに『平安遺文』が指摘するように、Dの末尾は八部郡の記事で、Eの第一行目以下は有馬郡の記事とみられる。しかしEの第一行目以下が有馬郡の記事であつたとしても、この部分の断簡の発見を待たねば復元は不可能である。ところが実はその部分の断簡が新たに発見されたのである。すなわちそれは以下に掲出することきものである。

有馬郡

合仟貳佰捌拾柒町玖段柒拾玖歩

不輸祖田參佰柒拾伍町肆段佰伍拾玖歩

神田肆町捌段

寺田肆拾貳町貳段貳佰陸拾玖歩

職寫田參佰貳拾伍町參段貳佰伍拾柒歩

左京佰伍拾壹町壹段

右京佰柒拾肆町貳段貳佰伍拾柒歩

定田玖佰拾貳町肆段貳佰捌拾歩

官田柒拾陸町佰拾參歩

右依省符造別帳

地子田捌町陸段貳佰參拾歩

得度者田壹段佰捌拾歩

乗田捌町伍段伍拾歩

祖田捌佰町柒段佰柒拾壹歩

位田伍拾肆町參段

郡司職田拾伍町

壹段佰伍拾貳歩

当断簡は一紙分であるが、冒頭に有馬郡とあり、Eに接続すると考えてよい。記載内容からも接続するのは明らかになるが、それは後述するとして、中右記の記述にあわせると、当断簡は天承二年三月二十三、二十四日の両日の記事にかかり、中右記も接続していることがわかる。このことは、かつて中右記の書写のさい、当断簡もその他の部分と接続していたが、いつの頃にその部分が脱落したのである。その後脱落した部分は、幸い紛失せずに九条家の篋底にしまわれ、他の所屬不明のいくつかの断簡類とともに「古記録断簡」として一括保管されていた。そしてこれらの調査が進められてゆくうちに、その一部が中右記々文であることがわかり、中右記の接続をおこなうと、図らずもその紙背文書もまた摂津国租帳に接続することになった。

以上によりABCDEの各々の間に断簡の存在が明らかになり、またそのいくつかは復元できた。ことに有馬郡の部の断簡新出は本租帳の性格を考えるうえで大変重要な意味をもつが、そのことはのちに明らかにする。ただ注意したいのは、本租帳をみられた人なら直ちに気が付かれ

るように、断簡欠落とは別に、明らかに記載洩れや数字の誤りと思われる項目がいくつかある。それらの項の復元・修正をすることなしには、本租帳の全貌を掴むことは不可能に近い。したがって、つぎに本租帳の構成を考え、記載洩れや数字の誤りなどについての復元・修正を試みたいと思う。

二 摂津国租帳の構成

奈良・平安時代を通じて現存する租帳は、本租帳の外には天平十二年遠江国浜名郡輪租帳が知られるのみである。⁽¹⁰⁾同輪租帳には「依式造天平十二年輪租帳事」と記載されており、この式とは養老元年に大計帳などとともに頒下された租帳式であろうから、同輪租帳は八世紀の租帳の基本的様式を示すものと考えられよう。もとより同輪租帳は郡の範囲内では記されておらず、遠江国全体での記載がどうかであったかを知ることができないが、延喜主税式には租帳様すなわち租帳の様式が記されており、⁽¹²⁾それによると、国単位の記載箇所は郡別の記載様式とは差異がないから、浜名郡輪租帳の形式は当時の基本形式であったと考えてよい。

したがって、奈良・平安時代における租帳の形式は、浜名郡輪租帳・摂津国租帳と延喜主税式の租帳様の三者から窺う外ないが、これらを年代順に排列すると、奈良朝盛期・平安前期・平安後期に分けられ、租帳の変遷を知る手懸りを与えられる。いまこの三者を対比して表を作成す

ると第1表のようになる。

第1表 租帳対照表

浜名郡輪租帳			延喜式租帳様			摂津国租帳		
合田	不堪	佃	合田	不堪	佃	合田	不堪	佃
不堪	佃		定	田		定	田	
不輪	租	田	不輪	租	田	不輪	租	田
應輪	租	田	應輪	租	田	應輪	租	田
應輪	租	田	應輪	租	田	應輪	租	田
應輪	地	子	應輪	地	子	應輪	地	子
田			田			田		
			損			租		
			田			地		
						子		
						田		

右三者の比較で注意されるのは、浜名郡輪租帳では不輪租田を不堪佃に含めるのに対し、延喜式租帳様などは一項を立てていること、浜名郡輪租帳には定田の項目はないが、他の二者にはそれがあることの二点である。かかる様式上の差異は、延喜式租帳様に至る律令的土地制度の推移を示すものである。ただし延喜式のかかる項目制定の時期は不明であるが、延喜式制定段階における実態がそのまま租帳様として定式化されたとは考えられない。少なくとも延喜式の租帳様の形式は、九世紀の後半には定着していたと考えられる。そのことは延喜式租帳様と摂津国租帳を対比すると、後者に官田の項のあることから明らかであろう。この官

第2表 摂津国租帳の基本構成

合田=定田+不輸租田	(I)
(定租田+定地子田)× $\frac{1}{10}$ =不堪佃	(II)
すなわち { 定租田× $\frac{1}{10}$ =不堪租田	(II-1)
{ 定地子田× $\frac{1}{10}$ =不堪地子田	(II-2)
(定租田+定地子田)-不堪佃=堪佃	(III)
定租田-不堪租田=堪租田	(III-1)
定地子田-不堪地子田=堪地子田	(III-2)
堪租田× $\frac{3}{10}$ =例不参田	(IV)
堪租田-例不参田=得田	(V)
得田×1.5束=応輸租稻	(VI)
堪地子田×4.22束=応輸地子稻	(VII)

〔備考〕坂本賞三氏の作成された基本構成を転載させていただいた。なお氏の指摘されるように、定田は定租田、定地子田のほかに官田を含むが、その合計は定田数に一致しない。数式番号は筆者が付した。

田は後述するが、いわゆる元慶官田の系譜を引き、延喜式の制定段階ではもとより存在していた。しかしそれが延喜式租帳様に記載されていないことからすると、延喜式の様式が少なくとも元慶官田の成立以前の様式を踏襲していると考えてよいのではあるまいか。⁽¹³⁾

以上の点より、摂津国租帳は、基本的には令制下の文書様式にもとづいて記載されているが、延喜式租帳様とも異なる項目の存在から、同租帳様による机上の作成でなく、その後の実態を基にして作られていることが推測される。その点はさらに内容を検討したうえでないと結論づけられないから、つぎに進もう。

第3表 有馬郡租帳の復元

	田 種	租帳記載数字	租 帳 の 補 訂
a	合 田	1287町 9段 79歩	町 段 歩
b	不輸租田 (中略)	375 4 159	
c	定 田	912 4 280	
d	官 田	76 113	
e	地子田	8 6 230	
f	租 田 (中略)	800 7 171	
g	不堪佃	80 9 148	
h	(不堪地子田)		(8 239)
i	(不堪租田)		(80 0 269)
j	(堪佃)		(728 4 253)
k	地子田	7 351	7 7 351
l	応輸地子稻	329束7876	329束0545
m	租 田	720 6 262	
n	例不参田	217 2 6	216 2 6
o	得 田	504 4 256	
p	応輸租稻	1567束766	7567束766

本租帳の大まかな形式は上記の通りであるが、さらに子細にみてゆくためには本租帳の数量的処理が必要になる。そのためには本租帳の基本構成を明らかにしなければならないが、それについては坂本賞三氏の研究が参考になる。⁽¹⁴⁾坂本氏の作成された本租帳の基本構成を表示すると、第2表のごときものである。

さて第2表に掲出の数式を本租帳に適用してゆくと、本租帳の数字の誤りを訂正し、またいわゆる断簡とは別に、当然記載されていなければならない項目で記載洩れになっている部分を補うことができる。いま有馬郡を例に検討してみよう。第3表を参照されたい。

第3表の(a)～(f)は新出断簡の項目であり、(g)と(k)～(p)は『平安遺文』に所載のものである。そして(h)(i)(j)が記載洩れと考えられる。また左の数字は租帳に記載のもので、右はその数字の誤りと思われる箇所を訂正し、さらに(h)(i)(j)の記載洩れの数字の復元をはかったものである。

さて(h)(i)(j)すなわち不堪地子田・不堪租田・堪佃の三行が脱落していると考ええる根拠は、第一に、(k)地子田以下の項目が(g)不堪佃の内訳とは考えられないからである。不堪佃は、少なくともその年度において、租・地子等を出すことのない田を意味するのであるが、(l)(p)は地子・租を出すことを意味するから、(l)(p)が(g)の内訳ではありえない。

第二は、第2表の数式(Ⅱ、Ⅱ-1、Ⅱ-2)によると、

$$\textcircled{a} \text{ 田} \times \frac{1}{10} = \text{田} \times \frac{1}{10} = \text{田} \times \frac{1}{10}$$

$$\textcircled{b} \text{ 田} \times \frac{1}{10} = \text{田} \times \frac{1}{10} = \text{田} \times \frac{1}{10}$$

となるから、不堪地子田は八段二三九歩、不堪租田は八〇町二六九歩となる。また堪佃は第2表の数式(Ⅲ)を適用すると、七二八町四段二五三歩となる。

以上の二点より、有馬郡の部に不堪租田・不堪地子田・堪田の三項目の脱落していることが確認できたのである。

この点を踏まえて、改めて有馬郡の各項を計数的に処理すると、問題になるのは(k)堪地子田、(l)応輸地子稻、(m)例不参田、(p)応輸租稻の四項目である。しかし、これらはいずれも第2表の数式を適用することで、租帳の数字の誤りを訂正することができる。第3表の右欄に掲出の数字

がそれである。

いまは有馬郡について、第2表の数式の適用を試みたが、同様のことは本租帳全体にわたって適用できる。そのようにして本租帳全般の再検討をおこない、摂津国の総田数を求めると、一二五二六町三七歩の数値が得られる。従来、有馬郡の部が前欠のため摂津国の総田数を求めることができなかったが、その部分の断簡新出と、本租帳全般にわたる数字の検討を経たいま、摂津国総田数が右の数値であったことは注目値する。何故ならこの数字は、倭名抄所載の摂津国総田数一二五二五町一七八歩にあまりにも近似値だからである。この点は本租帳の性格をさぐる重要な手懸りとなる。のちに改めて検討しよう。

以上で本租帳の構成について検討したので、つぎに田種について具体的にみてゆこう。

三 摂津国租帳の内容——その一——

租帳は田租収納の報告書である。それには田種を明記しているので、それらの各々について以下検討してみたい。

まず合田は不輸租田と定田の和を示すが、定田は官田・地子田・租田の総計と同数ではない。しかしこれら諸田は定田に含まれており、あるいはいずれかの項の数字の誤りとも考えられないではないが、さきに第2表の数式にもとづいて本租帳の数字を訂正したかぎりにおいて、いず

れの項の数字が誤りであると指摘するのは困難である。

つぎに不輸租田以下順序を追ってみよう。

不輸租田等の区分は、八世紀以来の土地区分にもとづくが、輸租田・不輸租田等の区分がそのとき以来固定していたのではなく、幾度かの変遷がある。⁽¹⁵⁾ 本租帳に不輸租田と分類されるものは、おおむね延喜主税式の不輸租田の規定に合致する。本租帳の不輸租田を列挙すると、神田・寺田・職写田・勅旨田・右馬寮田・憚独田・船瀬功德田・造船瀬料田・左右衛門府田・左近衛府田・陰陽寮田・後院勅旨田・朱雀院勅旨田・郡司職田・その他興福寺田等具体的に寺院名を付した田、以上である。

右の神田以下造船瀬料田までは延喜主税式と同じ名称のものである。

この他に大塚徳郎氏も指摘されるように、左右衛門府田等は延喜主税式の諸衛射田に当り、陰陽寮田は陰陽寮勸学田と考えられるから延喜主税式の田種区分にあう。⁽¹⁶⁾ また後院勅旨田、朱雀院勅旨田は勅旨田に、興福寺田等の寺院名を付した田は寺田に准じて考えてよい。したがって本租帳の不輸租田のうち延喜式の区分に合わないのは郡司職田のみとなる。

延喜式は郡司職田を輸租田にするが、右にみたように本租帳は不輸租田とする。しかしこの点を各郡別の記載からみると、郡司職田を不輸租田とするのは住吉郡と八部郡の二郡にかぎられ、他はいずれも輸租田に含めている。ところで延喜主税式は輸地子田として、關位田、關国造田とともに關職田を挙げているが、關職田に關郡司職田を含めて考えてよい。いま住吉・八部両郡の郡司職田が現実に給されていれば輸租田にな

るが、それらは不輸租田の中にみえるから關郡司職田ではないかと考えられる。なお、右に關郡司職田を輸地子田と記し、また不輸租田としたが、田令集解所引の民部例に、關郡司職田等を挙げ、「已上不輸租田、為輸地子田」と記している。⁽¹⁷⁾ したがって本租帳にみえる不輸租田中の郡司職田は、關郡司職田を指すと考えてよい。

つぎに定田の項をみよう。

まず官田であるが、前述のように延喜式租帳様には官田の項がない。このことは、延喜式租帳様の制定以後に官田の処置をめぐる何らかの問題が生じ、このため租帳に官田を記載することとし、本租帳に繼承されるようになったのであろう。

この官田はもとより令制官田でなく、元慶三年に制定された元慶官田を指す。しかし元慶官田は元慶五年以降、諸司要劇田等に分割される。

摂津国では元慶三年に八〇〇町を官田としたが、同五年に三一二町九段が諸司要劇田等に分割され、その後もしばしば分割されて、現在史料的に確認できるその数は四九七町五段である。⁽¹⁸⁾ この他にも官田の分割は考えられるが、確認できるのは右の通りであるから、一応三〇二町四段ばかりの官田が残ることになる。残った官田について、元慶五年の官符に「官之蓄積、国之資儲、永号官田、伝之不朽」とあるから、残ったものもその後、官田と称されたことがわかる。⁽¹⁹⁾

さて本租帳の各郡別官田を集計すると六〇一町余となる。この数値は官田の存在の確認できる郡にかぎって集計しているので、国全体の官田

数はそれを越える。⁽²⁰⁾したがってそれは、元慶三年の官田設置時の八〇〇町に近いと考えられる。官田は諸司田として分割されたのちに返還されたこともあるが、⁽²¹⁾本租帳にみえる官田は、諸司田に分割されたものと、「永号官田、伝之不朽」という官田の両者を含むものと思う。なお官田の内訳は、本租帳の官田の項に「右依省符造別帳」と注記されており、別帳に記載されているのであるが、その内容はわからない。

つぎに定田の第二項の地子田をみよう。延喜主税式の分類による地子田は、乗田・出家得度田の外に、無主の位田・職田・国造田・采女田・齊力婦女田・賜田があり、また遙授国司公麻田・没官田・逃亡除帳口分田等がある。このうち本租帳にみえる地子田は、乗田と出家得度田にかざられる。本租帳の地子田が何故この二者にかざられ、延喜主税式の地子田がみえないのかは問題である。その意味は改めてのちに触れる。

本租帳にみえる輪地子田は、乗田と出家得度者田であった。まず出家得度者田からみると、それらは豊嶋・武庫・菟原・八部・有馬・能勢の各郡にみえ、うち八部郡は地子田三段とあり「得度者二人分」と注す。菟原・有馬・能勢の各郡はいずれも一人当り一段一八〇歩である。したがって得度者田は一段一八〇歩が基準になっているのである。もっとも『平安遺文』によると、右の数値に合わない得度者田もある。たとえば武庫郡では、『平安遺文』に、

地子田捌町陸段拾歩

得度者田壹段陸拾歩

乗田捌町肆段貳佰肆拾歩

とみえる。しかし、地子田の「捌町陸段拾歩」は、原本についてみると「捌町陸段陸拾歩」である。得度者田は、「壹段陸拾歩」と明記されているが、他の郡では「壹段佰捌拾歩」とあり、右の地子田の訂正した数値から「乗田捌町肆段貳佰肆拾歩」を差引くと、「得度者田壹段佰捌拾歩」を得られる。なお豊島郡の得度者田は一町八段とあるが、一段一八〇歩を基準にすると、これは十二人分に相当する。

得度者田は、延喜主税式に没官田・逃亡除帳田と並記されている得度者除帳田のことであり、したがってこれは口分田と関連をもつ。令制の口分田の班給額は正丁二段であるが、平安初期にすでに班田制は円滑さを欠き、畿内において数十年の間、班田収授がおこなわれなかったという。そして元慶二年三月十五日に畿内諸国に校班の政の励行を命じ、⁽²²⁾

ついで翌年十二月三日左右京職五畿内に対し班田の実施が令された。⁽²³⁾かかるにこの時の班給額について議論が生じ、結局、同四年三月十六日の班山城国田使解によると、京戸田水田一段一〇〇歩、土戸田一段一八〇歩、陸田六〇歩として班給された。⁽²⁴⁾したがってこの土戸田一段一八〇歩が当時の口分田班給額となる。右は山城国の事例ではあるが、元慶の班田は畿内を対象におこなわれたとみられるから、摂津国の土戸田の班給額もそれに準じたと考えてよい。さきに本租帳の得度者田は一段一八〇歩を基準にすると考えたが、この数値は元慶四年の山城国の班田額に合致することから、右の推測の正しさが証明されるであらう。

つぎに乗田に視点を移そう。乗田は問題の多い田種であるが、令制によると口分田班給の遣りの田の意味である。ところで本租帳所載の乗田は面積が少なく、武庫・有馬両郡がそれぞれ八町足らずの田を有する外は、いずれの郡も一町前後の地子田しかない。九世紀以降乗田の確保が重要な政治的課題の一つになっているが、⁽²⁵⁾右はその具体的な事例と考えられよう。

さて地子田として本租帳に記載のものは、太政官に納入する地子を得る田の意味である。したがっていいかえると、太政官に輪納される地子稲は上記二種の田から得られたものとなる。しかしそのように断定するならば問題となろう。たとえば政事要略所収延喜十四年八月十五日太政官符は、「応勤行雜事五箇条事」を太政官厨家に令し、その第五条目に「全納厨家可備勘掘公文八卷事」を挙げ、具体的に「式例一卷、例進雜物勘文一卷、造地子帳例一卷、剩田勘文一卷、地子交易直勘文一卷、度者除帳田勘文一卷、返進田勘文一卷、夏冬頓給晦油雜穀等勘文一卷」と記している。このうち田地に関するものは、剩田・度者除帳田・返進田の三種の勘文であるから、太政官厨家は、これら三種の田よりの地子の納入を得ていたことがわかる。⁽²⁶⁾このうち前二者は、令制当初より太政官に地子納入の明確な田であるが、返進田はそれらとは若干扱いを異にする。返進田ももとを正すと、位田・職田・国造田・采女田等で未授の間は輪地子にするとされていた、いわゆる輪地子田である。しかるに政事要略所収延喜十四年八月八日の官符によると、元慶六年にこれらの田の地

子が正税に混合され、翌年厨家から關郡司職田の返還が申請され、これらの田は關郡司職田とともに厨家に移管されている。これが返進田といわれる理由である。その後、これら返進田は延喜十四年のこのとき民部省に移管され、別聚符宣抄所収延長七年三月十三日官符によって、再び厨家に返進されている。以上の沿革からも明らかのように、返進田とはいえ、すでにかつての輪地子田とは性格を異にし、太政官厨家に対する給田の性格をもっているのではないかと考えられる。返進田は、諸司田と同じく、二次的変質をとげた公田といえるのではあるまいか。

ここで想起されるのが、本租帳に關郡司職田を不輪租田としていることである。さきに關郡司職田が地子田であるにもかかわらず、本租帳が不輪租田に含めている意味を民部例をもとに考えておいたが、右に触れたように、關郡司職田が返進田に含まれるのは明らかであるから、本租帳がそれを地子田の範疇に含めることができなかったのであろう。

四 摂津国租帳の内容——その二——

定田の第三項である租田の検討に入る。

各郡別にみえる租田を整理すると、位田・品田・功田・職田・賜田・一身田・墾田・旧勅旨田・高陽院田・有子内親王田・口分田・移田・神田である。以上の外に国集計部にのみみえる田地としては、西生郡別院所田・水成瀬行幸儲所田・冷泉院田・淳和院田・惊人諸成家地・恒縁親

王田・時子内親王田がある。これらの田が各郡のいずれにもみえないのは問題であるが、恐らくそれは、前述のように、住吉郡の定租田の部分の断簡欠落を推定したにかかわるのではないかと考えられる。

延喜主税式によると、輪租田は不輪租田・地子田以外とするから、前述の不輪租田・地子田に属さないものは、すべて輪租田となる。さきに掲げた輪租田のうち、位田・品田・功田・賜田・墾田については令制以来の区分に従って問題ない。職田以下は若干の説明を必要とする。

職田は元来、不輪租田として扱われてきた。しかるに日本三代実録元慶六年九月二日条によると、このとき輪租田に改変された。尔来輪租田とされ、本租帳にもひきつがれてきたが、本租帳にみえる職田のいくつかはその設置の時点を明らかにできる。それについては大塚氏も論及されているが、なお改めて整理検討してみよう。

第4表は本租帳にみえる職田を郡別に記したもので、()内の数字は類聚三代格所収延暦九年八月八日付太政官符により、また助教博士以下は同上延暦十年二月十八日の官符により設定されたものを指す。第4表から明らかなごとく、本租帳と延暦時点の職田とは対応関係をもつものもあるが、著しい相違を示すものもある。相違する一例に、豊島郡の左右大臣職田がある。しかしかかる相違は、本租帳の作成途次における筆写の誤りであろう。もとよりそのことを断定するのはむづかしいが、右と左はしばしば誤読されることがあり、つぎの史料はその可能性を一層明確にする。すなわち、文治五年三月の摂津国垂水西牧榎坂郷田畠取帳に

第4表 職田 対 照 表

郡名	職田	豊島	嶋上	嶋下	河辺	合計	備 考
左大臣	(5)			{ 2 (2)	{ 3 (3)	(10)	豊島郡5町左大臣ノ誤リカ
右大臣	5	{ 6.8 (8)	{ 3.2 (2)			(10)	
助教博士	{ 1 (1)	{ 2 (2)	{ 1 (1)			(4)	
天文博士	{ 1 (1)					(1)	
書博士	(1)	{ 2 (1)			{ 1 (1)	(2)	嶋上郡ノ2町880歩ハ2町8段180歩ノ誤リカ
国博士				(2)		(2)	
直博士	(1)					(1)	
医博士			2.0.880	2			

〔備考〕 ()は延暦9年、同10年設定のもの。

職田を左大臣職田の誤りとする、摂津国の左右両大臣の職田は延暦以来十町宛設置されていることになる。

もう一箇所注意されるのは、延暦十年に設置された諸博士職田等が、必ずしもすべて本租帳にみえない点である。たとえば延暦十年に摂津国に設置された直講・医博士職田は、ともに本租帳にみえない。一方、本租帳には、博士職田とのみ称する田地名もある。延暦十年の官符を子細

左大臣職田三町とみえる。⁽²⁸⁾当取帳は本租帳よりのちの国衙関係文書をもとに作られたときれており、⁽²⁹⁾そうだとすると、延暦と文治がともに豊島郡に左大臣職田としながら、その間の作成にかかる本租帳が右大臣職田とするのは妥当性を欠く。したがって豊島郡の右大臣

にみると、博士職田は明経博士職田を指すのがわかるが、延暦十年には明経博士職田は摂津国に置かれていない。したがって、諸博士の職田は、延暦十年を基礎にするが、その後若干の変遷がうかがえる。

ところで嶋上郡の項にみえる博士職田について、本租帳は「貳町捌佰捌拾歩」とするが、『平安遺文』にも指摘するように、数字に誤りがある。国集計部の博士職田は「肆町捌段佰捌拾歩」とするから、嶋下郡の博士職田二町を差引くと、嶋上郡の博士職田は「貳町捌段佰捌拾歩」となる。

旧勅旨田をみよう。勅旨田はしばしば畿内に設置されたが、きわめて膨大なもので、延喜荘園整理令の一つに勅旨田の停止が問題になるのもいられないことでない。⁽³⁰⁾ もっともかかる勅旨田の停止は、それ以前から問題になっていたようである。

日本三代実録元慶四年二月二十五日条に、

百姓口分并墾田九町二百九十歩在山城国愛宕郡、貞観十九年有勅奉充清和院、今太上天皇勅歸於公家、仍返給本戸

と、勅旨田を返還し、口分田に充てている例がある。これは摂津国の例ではないが、摂津国でも多くの勅旨田が設定されているから、逆に返還されたものもあり、前述の例のように百姓口分田に班給されることもあったと思われる。元来勅旨田は不輪租田である。それにもかかわらず本租帳の輪租田の項に旧勅旨田を含めているのは、それがすでに勅旨田ではなく収公されていたためであろう。ただしその田が、たとえば口分田

と記載されずに、旧勅旨田と記されているのは、田地の管理上すなわち国図に記載の便宜によるのであろう。

右に類するものに、有子内親王田等がある。同内親王は、淳和天皇皇女で貞観四年二月二十五日に薨じているから、⁽³¹⁾ それ以前に賜田のあったことがわかる。同様の例として、国集計部に恒縁親王田・時子内親王田がある。恒縁親王は実在が確認できないが、淳和天皇皇子の恒統親王の誤りかと考えられる。⁽³²⁾ 時子内親王は仁明天皇皇女で、続日本後紀承和十年十一月己亥条によると、摂津国島上郡古荒田十八町八段を賜わっている。⁽³³⁾ 但し本租帳の島上郡の項に時子内親王田はない。それはともかく、九世紀の前半頃より勅旨田とともに親王賜田が盛んに設置されているが、以上の事例はそれらを裏付ける。ところがかかる親王賜田は一身の間それを賜うも、親王薨後は還公され、おそらく勅旨田が還公されて口分田に班給された例と同様の扱いを受けているのであろう。そしてこの場合にも旧名を付したまま国図に記載されていたため、上記のような名称で租帳に記されていたと思われる。

高陽院田・冷泉院田・淳和院田をみよう。いずれも院号を付していることから、人名を指すとも考えられるが、殿舎名ではないかと思う。

高陽院田について、かつて鳥羽天皇中宮の藤原泰子が高陽院と呼ばれたことから、泰子に対する賜田と考えられてきた。そして後述するように、これが本租帳の年代決定の重要な手懸の一つになっていた。⁽³⁴⁾ しかし泰子が院号宣下を受けるのは、本租帳の成立を保安元年とすると、それ

より二十年ばかり遅れることになり、高陽院を泰子の院号とすると租帳の作成年次を下げなければならない。⁽³⁵⁾ このため高陽院を藤原忠実とみることで租帳の作成年次を保安年間に求める見解もある。すなわち殿暦天仁二年三月十一日条に、忠実が私邸高陽院の建設をおこなっているのがみえるから、忠実を指して高陽院といい、高陽院田を忠実の賜田とされるのである。⁽³⁶⁾ しかし忠実を指して高陽院と称した史料は寡聞にして知らないが、そのように考える必要はない。さきにものべたように、殿舎に對する給田であつたと思う。

『拾芥抄』に、

高陽院中御門南堀川東、南北二町、南一町
後入賀陽親王家（高陽院御子衆）

とあり、賀陽親王は桓武天皇皇子で、貞觀十三年に薨去するが、⁽³⁷⁾ 高陽院は賀陽親王に由縁の殿舎であつたと考えられる。このことは、冷泉院や淳和院が殿舎名であることから明白である。⁽³⁸⁾ そして続日本後紀嘉祥三年二月丙子条に、

勅、摂津国荒廃田陸拾壹町為冷然院田

とあるから、殿舎に對する給田の存在したことは明らかである。この冷然院田が摂津国の何郡に存在したか不明であるが、本租帳の国集計部にみえる冷泉院田であると考えてよいであろう。

以上、輪租田のうち多少なりとも性格・沿革の判明するものをみてきたが、それらは大概九世紀前半期にほぼ成立しているのであつた。しかし、輪租田のうちの西成郡別院所田・水成瀬行幸儲所田・棕人諸成家地

および移田についての沿革・性格は不明である。

最後に、輪租田の中にある神田についてのべよう。本租帳の輪租田中の神田はわずかに四段であるが、延喜主税式の規定では寺田・神田等是不輪租田中に含まれる。したがって右の神田が問題になるが、不輪租田の誤りであると片付けられないのは、国集計部の輪租田の項に「神田肆段功比太神貳段渭雄神貳段」とあり、豊嶋郡の輪租田の項にも同じく「神田肆段」とあるからである。

ところで右の功比太神は、続日本後紀嘉祥三年正月辛丑条に、

奉授摂津国豊島郡阿比太神從五位下

とある阿比太神に当ると考えられ、同神社は延喜式神名帳にもみえ、現在大阪府箕面市に鎮座する。したがって、本租帳にみえる功比太神は、阿比太神の書写の誤りであろう。また渭雄神は不明であるが、『大阪府誌』（第五編名勝旧蹟）によると、もと河辺郡所在の伊居太神社がのちに豊嶋郡に遷座されたとされる。遷座の時期は明らかでないが、ともに「イイオ」神と読めるから、渭雄神とは伊居太神のことであろうか。⁽³⁹⁾ 伊居太神は延喜式神名帳にみえる。それはともかく、両神社の神田が輪租田として扱われているのである。

いうまでもなく延喜主税式の規定は、延喜式段階での基準を示すといえ、延喜年間以降、社寺領は国司の田租免除の判許を得てはじめて不輪租田として確定されるようになった。⁽⁴⁰⁾ そのことを考慮すると、阿比太神田・渭雄神田が輪租田とあるのは、国司免判をまだ得ていないことを

示しているといえよう。

以上で不輸租田・地子田・租田とその内訳について考察してきたが、節を改めてさらに以下の項目をみよう。

五 摂津国租帳の内容——その三——

不堪佃田以下の項目についてのべる。不堪佃田等の記載は、第1表より明らかなごとく、延喜主税式の租帳様に準拠している。そして第2表に掲出した基本構成から明らかなごとく、不堪佃田は租田と地子田の和の十分の一、したがって堪佃は、租田と地子田の和より不堪佃田を差引いた残りとなる。

ところで堪佃および不堪佃田が、いわゆる定田を基礎とせず、したがってここでは、官田を除く租田と地子田によって算出されていることに注意したい。前述のように、この官田は令制以来の官田ではなく、元慶官田に発端があった。そしてこれは、一方で律令財政を補填しながら、明白に律令的土地制度上では二次的変質をとげたものであった。しかも間もなく、その地は諸司に分割される。もとよりこれらの諸司田の経営については問題もあるが、現実に国司の管掌下におかれ、国司の責任のもとに地子田経営がなされたと考えられる⁽⁴¹⁾。したがって、これらの地が国司の管掌するところである点では、それ以前の乗田経営の場合と大差ないわけであるが、しかし、この官田・諸司田は、かつての乗田ではな

いのである。このような官田を乗田と同様に扱うわけにもゆかず、それゆえに本租帳は、官田について「依省符造別帳」と記載しているのである。同様の例に、さきにのべた返進田を挙げることができよう。返進田と称されるものの内訳をみると、それらは地子田であるが、しかしすでにさきにのべたように、太政官・民部省・太政官厨家と同地の管理の移行する間に、律令的土地制度上の意味を失い、地子田の範疇ではなく不輸租田の中に姿を見えていたのである。

このように官田は、本来の律令的土地区分より変質したことが、もとの土地区分とは違った形で本租帳に姿をみせた理由であり、さらにいえば、不堪佃田・堪佃の算出基準からそれらの土地が除外されている理由でもある。

不堪佃田・堪佃の算出が、まさに律令的土地区分にもとづいておこなわれていることが明らかになったが、本租帳が不堪佃田を地子田と租田の和の十分の一とするから、いわゆる例不堪である。その点を考慮して各郡別の不堪佃田・堪佃を整理すると、若干の数字の訂正ができる。顕著な例として菟原郡の「堪佃佰参拾伍町柒段拾伍步」をみると、地子田・租田・不堪佃田はそれぞれ判明しているから、第2表の(Ⅲ)を適用すると「肆佰参拾伍町柒段陸拾伍步」となる。もっとも堪地子田・堪租田の数値も一応判明するから、その数値をもとに計算すれば、堪佃は「肆佰参拾伍町柒段柒拾伍步」となり、さきの数値に比較して十歩多い。いずれが正しいかは直ちに判定できないが、いまは前者によっておく。とす

ると菟原郡の堪佃は、「佰參拾伍町柒段拾伍歩」から「肆佰參拾伍町柒段陸拾伍歩」と訂正しなければならない。

つぎに堪佃のうちの堪租田をみると、例不參田・得田に分けられる。例不參田は不三得七法にもつくもので、このことより不三得七法が一國総田数や定租田を対象とするのではなく、不堪租田を除いた田積をもとに算出されることが確認できる。

また堪佃中の地子田・租田からの獲稻が太政官ならびに國衙正倉に收納される。そのさいの算定の基準は、租については段別一・五束、地子は段別四・二二束である。租については問題ないが、地子は各郡別の数値より帰納したもので、武庫・有馬の両郡以外はすべてその数字に合う。この両郡について例外とみるべきか、両郡の地子稻数に誤りがあるのかについて改めて検討すると、後者と考えるのが妥当に思われる。本租帳に武庫郡の地子稻を「壹佰貳拾柒束余」とするが、段別四・二二束で計算すると「參佰貳拾柒束余」となり、有馬郡は前に算出したように地子田数に誤りのあったことがわかる。

右は地子田と地子稻の関係を機械的に計算したのであって、実際には地子田の田品によって地子稻に差が生じる筈である。しかし右の四・二二束の段別地子稻数に田品はどのように考慮されているのだろうか。元來田品は各郡ともに同一ではありえないが、右の地子稻数が郡毎に段別四・二二束で算出されているのは、この頃地子稻が一國平均値によって計算されるようになっていたのであろう。

政事要略所収延喜十四年八月八日官符によると、一國田品率を上田一分、中田・下田・下下田各二分の七分法によることに定めている。各田品別の獲稻は、延喜主税式によって明らかであるから、一國平均地子稻は段別六・二八五束となる。しかるにその後、国内に上田数の少ないことが指摘され、同上延長六年十月十一日官符によって一國田品率を改訂し、上田を計算の対象とせず、中田・下田・下下田による三分法に改めた。それによる地子稻は段別五・六六束となる。

右の数字は不堪佃田の存在を考慮していないから、本租帳のように例不堪を考慮すると、延喜、延長のそれぞれは段別五・六五七束、五・一束となる。それにしても本租帳の段別四・二二束にくらべて一束ほど多い。これが時代的な差異のためか、政府の机上の計算と現実の國衙での帳との差によるのか、それらはいずれとも断定できない。しかしそのいずれであったとしても、ともかく一國田品率を算出し、それに応じて地子稻数が定められているのである。そしてその地子稻数は機械的に郡別に割当てられるのである。

右の点は、郡が収取の単位であることを示している。一國田品率というとき、それは國を単位にしていると考えざるをえないが、それが各郡ともに同じ割合で課せられていることは、郡が収取の単位であり、それ自体で完結しているからであらう。それはまた例不參や例不堪をみると一層明白である。中央政府が不堪佃田や不三得七法について問題にするとき、常に一國単位にしているが、事実は郡単位に集計され、國衙そ

れら郡単位の数値を集計したものを整理して国衙文書を作成しているのである。律令的行政機構の基本的単位が郡であることを本租帳は明らかにしてくれるのである。

六 摂津国租帳の作成年次と特色

本租帳の作成年次については、従来、本租帳に年紀のないことから絶対年代を決めることができなかった。しかし一般的に考えられてきたのは、当租帳が正税帳案と一括して伝えられていることから、それとほぼ同じ頃の作成とされているのである。正税帳案についても、その絶対年代といえは問題になるが、同帳案の冒頭に保安元年の年紀のあることから、その年か、それより余り隔らない頃のものともみられている。

また本租帳の記事中に高陽院田とあるのを手懸りに、高陽院を人名とみて、鳥羽天皇中宮藤原泰子の院号としたり、泰子の父忠実を指すとされる見解があつて、右のように、保安年間の文書と考えても矛盾しないとされたが、すでに本論中においてのべたように、それらはともに成立しないから、年代決定の鍵に高陽院田を用いることはできない。

しかし本租帳の成立年次については、それが正税帳と一括して保存され、また同じく中右記の書写に用いられていることから、正税帳とはほぼ同じ頃の作成にかかる文書とみてよいであろう。その点は租帳と正税帳の内容を検討することで、明らかになると思う。

本租帳の国集計部に得田の項があり、それに並んで応輸租稻および雑散稻の記載がある。いうまでもなく、租帳のもっとも重要な部分の一つがこの応輸租稻である。その総額は六九七三六束一把二分六毛で、このうち雑散稻一〇〇〇束であるから、納官稻は五九七三六束一把二分六毛となる。この数字は、正税帳案に当年田租穀額として、雑散と記して神戸二五〇戸（一戸分四〇束、よって一〇〇〇〇束）を挙げたのち、定納官稻五九七三六束一把二分とみえる数字に六毛の差で合致する。納官稻は年次によって相違する筈であつて、それがもし一定ならば行政事務の渋滞ははるかに緩和されるが、そうではないところに文書調査の必要が生ずるのである。したがつて、本租帳の定納官稻額が正税帳案の当年田租穀額に合致するのは、これらの帳の作成が同一年次、恐らく保安元年か、おくれてもそれより一・二年のちの頃であつた、と考へて間違いないのではあるまいか。

もっとも右のように断定したとき若干の問題が残る。たとえば、本租帳の作成年次を保安元年頃としても、それ以前に作成されていた諸帳をそれ以後も引写してきたのではないか、ということである。私はその可能性も考えなければならぬ⁽⁴⁵⁾と思う。しかしそのことは本租帳が保安元年頃の実情を反映していないとか、またまったく意味をなさない文書であつたとはいえないと思う。そのことを明らかにするまえに、本租帳の特色についてのべてみたい。

第一の特色は、田地名を具体的に記していることである。元来租帳は

田租收納の報告文書であるが、田租收納の実態を明らかにするためには田地名を明白にする必要がある。したがって、租帳記載の田地名は実態を伴うものでなければならぬ。事実、租帳の田地名が現状を記すことは、政事要略所収延長六年十月十一日官符に国内田品の調査にさいし、「至于未進検田帳之國、依先年班符并近年租帳、將令勘申」とあることから推察される。租帳と検田帳は、内容・形式・使用目的等すべて異なる。しかもなお租帳が検田帳に准用されるのは、現実の土地領有關係を明記する検田帳と同じく、租帳もまた現実の土地の帰属を明らかにするからである。

第二に本租帳の特色は、摂津国の総田数が倭名抄所載田数一二五二五町一七八歩に近似している点である。倭名抄の成立年次は十世紀の初頭であるから、(1)その頃から摂津国総田数が変化していなかった、(2)変化はあったものの倭名抄の数字が一応の基準になっていた、(3)倭名抄の作成前後に作られた租帳を毎年引写して本租帳を作成した、一応この三つの場合が考えられる。このいずれのケースを妥当とするかについては容易に決しがたい。ただ、この問題を考えてゆく上での参考になるのは、十二世紀初頭、したがって本租帳とはほぼ同じ頃に作られた掌中歴に、摂津国の総田数を一二五二五町としていること、また、さらに時代は降るが、勘仲記正応六年八月五日条所引の摂津守解文にも摂津国本田一二五二〇余町とすることである。かかる事例から、倭名抄所載の田数は、古代から中世にかけての基本数字になっていたことがわかる。⁽⁴³⁾この基本数

字にもとづく租帳を実態の反映しないものといえないであろう。むしろこの数字によって作られている租帳こそが、十二世紀初頭の実態なのであって、この枠組の中で租帳が作成されているのである。

第三に、本租帳は数字の誤りや脱落を訂正補充できるが、それによると、基本的構成は延喜式の様式をほぼ踏襲しているが、内容面でも整然としている。一・二の例を挙げて、その点を考えてみよう。

類聚符宣抄所収天慶六年二月十六日の長門国司解によると、

承平六年以来、国弊民衰、不勤農業、因之毎年言上不堪佃田并異損、或年不堪三千七八百町、或年異損一千八百町、徵納租税、随而不幾、正税例用、不足常多

とある。長門国の田積は倭名抄・掌中歴によると、四八〇〇町歩前後である。本租帳の分析を通じて明らかになるとく、不堪佃田は、総田数すなわち不輸租田を差引いた定田―官田のあるさいはそれをも差引く―すなわち地子田と租田の和をもって算出する。その計算で長門国司解をみると、同国の不輸租田数は明らかでないが、総田数は四八〇〇町であるから、不堪佃田三七〇〇〜三八〇〇町は総田数の約八割に当り、それは同国の地子田・租田のすべてを網羅していると考えられる。したがって長門国は一国不実を申請したのと同じことになる。⁽⁴⁴⁾

本朝文粹所収長和三年正月二十三日付の源為憲の奏状によると、為憲が正暦元年に遠江守に任ぜられたときの国内見作田は一二〇〇余町、長徳元年の任終時は三五〇〇余町であったという。⁽⁴⁵⁾もとより遠江国の不輸

租田数等は不明であるが、それにしても任初から任終までに見作田がほぼ三倍になっていることは、為憲の任初に不堪佃田の多かったことは明白である。

これらはいずれも極端な例であろう。しかし過分不堪を申請し却下された事例は多い。それらにくらべると本租帳は模範的な文書といえる。それだけに本租帳がどれだけの現実性をもつかが問題になるのである。ところで本租帳は、一二五二五町の枠内で、しかも過分不堪はなく、また例不堪・例不参などの点ではあまりにも整然としすぎている。ところが項目の脱落や数字に誤りがあるので、正式な文書としては信憑性が問題になる。恐らくそれは、旧租帳を代々引写してきた結果であろう。以上のようにいえば、本租帳は保安元年頃の実情を反映していないように考えられるが、そうともいい切れない。前述のように、本租帳に記載の田地は歴史的に沿革をたどることができるが、保安元年頃の国図の上に、本租帳の田地名と同様のものが記載されていたと思われる。すなわち『鎌倉遺文』所収文治五年三月の「摂津国垂水西牧榎坂郷田畠取帳」に、国衙領としてみえる田地名と、本租帳の田地名には共通のものがあ

る。そして当取帳は、平安末期の、保元の荘園整理令の直後か、それより降っても応和年間頃に作成された国検田帳をもとにしていると考えられている。⁽⁴⁶⁾したがって本租帳所載の田地名と同名称の田が保安元年頃の国図の上に記されている、すなわち国衙の管轄下にあったと考えてもよいのではあるまいか。

ところで本租帳の田地名が一応信用できるのに対し、その他の面で形式的であるのは、租帳が検田帳に代用される性格をもつゆえに、田地については正確に記されているからであろう。しかしその他については、一応の形式が整ってさえおれば文書として通用したのではあるまいか。それは本租帳が、すなわち律令的な文書が、いわゆる律令体制の殆んど解体している段階で作成されていることとかわるのである。したがって最後に、何故に十二世紀初頭において、かかる文書が作成されているのかについてのべ、むすびにかへたい。

むすびにかえて

十二世紀頃の国衙が公田から収納するものは、田租ではなく所当官物などと称される。たとえば保安三年の伊賀国在庁官人等解にみえる官物率法によると、公田は段別に「見米三斗内京庫納一斗、准米一斗七升二合、油一合、見稻一束、顯二束」とあり、⁽⁴⁷⁾段別一束五把（七升五合）の田租とは著しい相違を示す。このような田租制から官物率法への過渡的段階に尾張国郡司百姓等解があり、それによっても租穀のみでなく、す

でに加徴租穀が国例になっていることを示している。⁽⁴⁸⁾したがって本租帳の作成時には、現実に国衙が収納するものは律令的収取の内容と大きく相違しているのであるが、それにもかかわらず律令的文書が作られているのである。

国衙の在地支配は九世紀の後半から著しい変貌をとげつつあり、延喜の荘園整理令によって、さらに新たな支配関係の成立によって、いわゆる律令的在地支配の方式は相次いで姿を消していったが、⁽⁴⁹⁾それにもかかわらず政事要略等の諸書にみられるように、十一世紀を通じて国衙からは律令的文書が提出され、中央政府によるそれらの勘査がおこなわれている。ここに律令制の文書主義といわれるものの姿を端的にみることもできる。在地の構造が変化すれば、それに対応した支配の形態が創出されなければならない。現に国衙はそれに対応する在地支配の方式を採用している。だが中央政府はどうか。

太政官による地方支配は、国郡司を媒介に個々の人民に至るのが律令の原則である。しかるに延喜の荘園整理令にみられるように、古代国家は、個別人身支配の方式から担税能力をもつ新たな人民支配の方式に転換しはじめる。⁽⁵⁰⁾かかる人民把握の在り方の変化は、中央政府と国衙との関係にも影響を与え、中央政府にとって、国衙は一定の収納を確保するための機関とさえ考えられるに至る。

そのような段階において、中央政府が、国衙からの一定の収納物を確保するために、律令的な文書が用いられたのであろう。何故なら律令的な文書であればこそ、旧来との対比が可能であり、また国例の次第に形成されてゆく中で全国的規模で把握できるからである。公田官物率法等の成立する中で、なお依然として租帳・税帳などの勘査が中央政府によっておこなわれているのであるが、現実の在地の状況に適合した文書が

作成されたとすると、もはやその勘査は中央政府にとって不可能に近いであろう。十世紀以後の租帳・税帳等関係文書が政事要略等に収められているのは、まさに右のことにかかわるのであって、それらが現実の在地の状況を直接示さないにしても、中央と国衙の関係、すなわち国衙からの収取の報告書としては機能を發揮しているのである。したがって本租帳をはじめ、十一・二世紀頃の律令的文書が、現実の在地の状況を反映しないからの理由でもって虚帳といい、律令制の形式主義ときめつけることはできないであろう。むしろかかる律令的文書であればこそ、太政官による国衙支配が可能になったのである。いわゆる律令行政機構が元来孕んでいたところの中央と国衙、国衙と在地のもつ二重構造は、国衙と在地の関係が変化したのちにおいても、中央と国衙の関係は律令制的方式において維持されているのである。以上のような意味で、本租帳を現実に機能しない文書と考えることはできないのである。

註

(1) 阿部猛「十世紀前後における国衙の性格と機能」(古代学協会編『延喜天曆時代の研究』所収)に「保安元年(一一二〇)頃のもの」とされる注目すべき史料である」とされ、大塚徳郎「平安遺文卷十所収『摂津国正税帳案』等について」(『日本歴史』二六九)が分析をおこなっている。また最近、坂本賞三『日本王朝国家体制論』第一編第二章第二節註6で、本租帳を分析するさいの方法を示されている。以下の考察においては、坂本氏らの研究に負うところが大きい。

(2) 大塚氏の研究(前掲)は、摂津国諸帳についてのまとまった研究であるが、全般的な問題点の指摘はあるものの、まだ細部については考えるべき点もある。なお大塚氏は、摂津国租帳の分析に当って、有馬郡の部分に断簡の

あるため、推定部分が多くなるとされている。ところが今般、その有馬郡の部分の断簡が発見された。その経緯については以下の本文に記した。

摂津国租帳は、他の一連の摂津国諸帳とともに、書陵部蔵九条家本中右記冊子本の裏文書としてみえるが、同冊子本は虫損が甚々しく、現在修補作業が進められている。しかしかつて『平安遺文』の公刊にさいし、当書陵部においては、摂津国諸帳の史料としての重要性に鑑み、特別の配慮をもって、これら諸帳の復刻に便宜を図った。ところが今般、有馬郡の部分の断簡が新出したのである。もとより『平安遺文』には未載の文書である。したがって『平安遺文』の欠をおぎなうため、その部分をここに復刻することにした。これを機会に、摂津国租帳に関して若干の考察を試みたいと思う。

- (3) 書陵部蔵九条家本中右記冊子本による。
- (4) 『平安遺文』はBの冒頭に(○以下輪租田ニカ、ル)と註記している。
- (5) 『平安遺文』は(H)の部分に(左京陸拾壹町柒段貳拾歩カ)とする。しかし本文に記すように妥当でないと思う。
- (6) 口分田の記載は不埒佃田の直前にあるが、それは京戸田・土戸田に分けて記されている。ところが住吉郡の項には土戸田がない。それゆえに(H)を口分田と考えられないのではないかとこの反論も生じようが、住吉郡の土戸田は記載洩れと考えられる。同様の例に嶋上郡の場合がある。
- (7) 『平安遺文』はDの冒頭に、郡名・合田・不輪租田の三行の脱落を指摘しているが、それに従うべきであろう。
- (8) 『平安遺文』はEの第一行目に当る箇所に(○以下有馬郡ナルベシ)と註記している。
- (9) 図版摂津国租帳および註(2)参照。
- (10) 『寧楽遺文』上巻二八一～二八八頁。
- (11) 続日本紀養老元年五月辛酉条。
- (12) 延喜式巻二十七、主税下、租帳の項。
- (13) 元慶官田の設置は類聚三代格元慶三年十二月四日太政官符により、諸司田としての分割は同右元慶五年十一月二十五日官符にはじまる。したがって元慶官田の系譜を引く官田は、延喜式の成立段階に存在しているにもかかわらず、その田について延喜式の租帳が触れないのは、延喜式のそれが、実は

延喜式段階での実情ではなく、元慶五年以前の様式を踏襲していたためと考える。

- (14) 坂本賞三註(1)所引著書参照。
- (15) 菊地康明『日本古代土地所有の研究』第二章第三節。
- (16) 大塚徳郎註(1)論文。
- (17) 田令集解田長條。
- (18) 阿部猛『律令国家解体過程の研究』第三編第一章第一節三。
- (19) 類聚三代格元慶五年十一月二十五日官符。
- (20) 官田の記載ある郡は、嶋上・豊島・河辺・菟原・八部・有馬の各郡で、この外、嶋下郡は「官田」の部分が虫損のため判読できない。また住吉郡は官田の所載があると思われるが、その部分が断簡欠落のため不明であり、東生郡には官田の項が脱落していると思われる。
- (21) 類聚三代格寛平八年九月七日官符。
- (22) 日本三代実録元慶二年三月十五日条。
- (23) 同右元慶三年十二月三日条。
- (24) 同右元慶四年三月十六日条。
- (25) 同右元慶七年十月二十日条、政事要略延喜十四年八月八日官符。
- (26) 太政官厨家とその財政については、橋本義彦「太政官厨家について」『書陵部紀要』三、菊地康明『日本古代土地所有の研究』第二章第三節等を参照されたい。
- (27) 大塚徳郎註(1)論文。
- (28) 『鎌倉遺文』第一巻三七六・三七七号文書。
- (29) 島田次郎編『日本中世村落史の研究』第二章第一節。
- (30) 勅旨田の停止と荘園整理令の関係について、石母田正「延喜の荘園整理令について」『古代末期政治史序説』上巻)を参照。
- (31) 日本三代実録貞観四年二月二十五日条に、「无品有子内親王薨、(中略)内親王者淳和太上天皇之女也」とある。
- (32) 続日本後紀承和九年三月辛亥条に、「恒統親王薨、後太上天皇第三皇子」と見え、後太上天皇は淳和太上天皇である。
- (33) 続日本後紀承和十四年二月戊寅条に、「無品時子内親王薨(中略)親王

者天皇之皇女也」とある。時子内親王は、摂津国島上郡の外に、承和二年七月乙卯に讃岐国三野郡の空閑地百余町を、同年十月辛丑に河内国の荒廃田八十五町を、また翌年十一月丁卯に山城国綴喜郡の乗田二町、河内国の荒廃田三十三町をいずれも賜っている（以上出典は続日本後紀）。

(34) たとえば菊地康明「平安時代初期の財政について」（『歴史教育』十六一九）。

(35) 藤原泰子が高陽院の院号宣下を受けたのは、『十三代要略』、『記録部類』、『公卿補任』等から保延五年七月二十八日とされるので、保安元年の租帳にみえる高陽院と藤原泰子とは関係ない。

(36) 『伊丹市史』第一巻第三章第二節八（亀田隆之氏執筆）。

(37) 日本三代実録貞観十三年十月八日条。

(38) 拾芥抄中に、冷泉院・淳和院のことがみえる。ともに殿舎名である。なお冷泉院については、所京子「平安前期の冷然院と朱雀院——「御院」から「後院」へ——」（『史窓』二八号）がある。

(39) 伊居太神と清雄神を同じとみたが、伊居太神について、延喜式神名帳は「イケダ」と訓んでいる。同神社は現在の大府府池田市にあり、池田の地名の起源になっている。はたして伊居太を「イイオ」と訓むのがよいかどうか後考を待ちたい。

(40) 坂本賞三『日本王朝国家体制論』第一編第一章。

(41) 阿部猛『律令国家解体過程の研究』第三編第一章第一節(三)。

(42) たとえば摂津国租帳とともに伝えられ、『平安遺文』第十巻補遺、補四七号に収められている摂津国出挙帳案に、「天慶八年交替欠糶糶料」がみえる。出挙帳案が保安元年頃のものとする、天慶末年以降保安元年に至る百七十年の間、天慶八年の記載がそのまま引きつがれてきたことになる。

(43) 古代から中世にかけて一國総田数をみるうえで倭名抄の数字が基本になっていたと考えられたのは、戸田芳実「中世初期農業の一特質」（京都大学読史会五十周年記念『国史論集』一）、坂本賞三「十世紀王朝国家土地制度とその崩壊」（『史料』四八—八）である。

(44) 村尾次郎『律令財政史の研究』第四章第四節第三項二の(一)で当文書を取上げ、国内田地の八割が不堪佃田であるとされたが、本租帳から明らか

とく、不堪佃田は不輸租田を計算に含めていない。したがって一國総田数から不輸租田を差引いた残りが不堪佃田の計算の基になる。

(45) 本朝文粹巻六、奏状。

(46) 註(29)。

(47) 『平安遺文』第五卷一九五八号。

(48) 阿部猛『尾張国解文の研究』第二部第五条の解説参照。

(49) 拙稿「在庁官人制の成立」（『日本史研究』一一八）。

(50) 河首能平「中世封建制成立史論」第一部第四章、長山泰孝「臨時雑役の成立について」（『ヒストリア』三九・四〇合併号）。

〔追記〕

『平安遺文』所収の摂津国租帳を原文書と対照すると、わずかであるが下記の如く文字の異同がある。いま読者の便を計って左に表示しておく。上段が「平安遺文」、下段が原文書記載である。

ページ		平安遺文	原文書
95	91		
下	上		
1	9		
		右京伯染町陸段貳拾歩	右京伯染町陸段貳拾歩
		不輸租田肆佰陸拾壹町柒	不輸租田肆佰陸拾貳町柒
		段貳佰玖拾壹歩	段貳佰玖拾壹歩
		地子田捌町陸段拾歩	地子田捌町陸段拾歩
		得度田也	得度者田也